



令和 9 年度採用 茨城県立高等学校等 校長選考試験 実施要項

(配置予定校：併設型中高一貫教育校 4 校、中等教育学校 2 校、高等学校 1 校)

本県においては、「第 3 次 茨城県総合計画～『新しい茨城』への挑戦～」に基づき、「生きる力」をはぐくむ教育を推進するとともに、グローバル社会で活躍できる「人財」の育成に向けて、様々な施策を展開しています。

茨城県教育委員会におきましても、県立高等学校改革プランにより、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成するため中高一貫教育校を設置し、探究活動、国際教育、科学教育等に重点を置いた教育を、6 年間で計画的・継続的に展開しています。また、全国初となる I T 科の専科高校及び県内初となる科学技術科を有する高校の 2 校において、情報化の急速な進展に対応できる実践的な情報活用能力と、社会の諸問題を分析・解決できる能力を培い、将来 I T 分野で活躍できる人財を育成しています。さらに、外国人生徒等への支援を充実させ、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手となる人財を育成しています。

活力と魅力ある高等学校づくりを進め、社会の変化や地域のニーズに応える人財を育成していくうえで、各学校をさらに前進させていくリーダーとして、これまでのキャリアで培われたマネジメントのノウハウを十分に発揮するとともに、新たな発想に基づく新しい時代の学校長を担える方を求めるため、公募による選考試験を実施します。

■ 求める人物像

- 1 高い倫理観、優れたリーダーシップ及び組織マネジメント能力を有する者
- 2 過去の事例にとらわれない柔軟な発想力と企画力を有する者
- 3 社会の変化への対応力と先見性を有する者
- 4 地域の教育資源を取り込んだネットワークづくりの推進力を有する者
- 5 学校現場の課題を解決できる実行力を有する者
- 6 多文化共生社会の中で多様な人財育成への発想力を有する者

■ 募集内容等

項 目	内 容
配置予定校	7 校：併設型中高一貫教育校 4 校（太田第一、土浦第一、下館第一、下妻第一） 中等教育学校 2 校（勝田、並木） 高等学校 1 校（つくばサイエンス） ※ 配置校は県教育委員会が決定いたします。
採用年月日	令和 9 年 4 月 1 日
採用前研修	令和 9 年 3 月 1 日から 31 日までの間に 2 日間採用前研修を予定 内容：教育に関する法規等の基礎的研修（茨城県教職員以外の者が対象）
応募資格	次のアからウまでの全ての要件を満たす者 ア 日本国籍を有する者 イ 以下の欠格条項に該当しない者 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号の欠格条項 ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条各号の欠格条項 ウ 以下いずれかの経験を有する者 ・茨城県公立学校教職員で管理職（校長・副校長・教頭）経験を有する者 ・国家公務員、地方公共団体職員（茨城県を含む。）、地方独立行政法人、私立学校、民間企業等、その他の事業体で管理職又はこれと同等の経験を有する者 ※ 年齢制限はありません。 ※ これまで本選考試験を受験した方（最終選考に残られた方を含む。）も応募可能です。 ※ 今年度末、特定任期付職員（公募校長）の任期が満了する校長も応募可能です。これを含め公募校長配置予定校の校長の応募については、1 次・2 次選考を免除します。 ※ 民間企業等に在籍したままの採用については、採用と同時に地方公務員法第 38 条第 1 項に基づく営利企業等への従事許可を受ける必要があります。

項 目	内 容
提出書類	本県指定の様式①・②及び③ ① 受験申込書（様式1）：メールで送付する案内にしたがって提出してください。 ② 業 績 一 覧（様式2）：記載例を参考に作成してください。 ③ プレゼン用資料（自由書式）：これまでの実績と学校経営ビジョン【PDF：A4版横1枚】 ※ これまでの経験をどのように生かすかについて具体的に記載してください。
受付期間	令和8年8月3日（月）～令和8年8月30日（日）23:59 締切
申込方法	1 申込手順 (1) エン株式会社が運営する以下のいずれかのホームページから応募してください。 ・エン転職のサービスから応募 https://employment.en-japan.com ・ミドルの転職のサービスから応募 https://mid-tenshoku.com ※ 画面上の指示に従い、必要事項を漏れなく入力してください。 (2) 求人サイトへの申込み完了後、事務局からメールを送付します。 メールへの返信として、提出書類①～③を添付し、提出してください。 (3) メールのご案内に従い、A I 面接（録画型面接）を受験してください。 ■ <u>A I 面接について</u> ・申込み後に送付されるメールにより受験方法をご案内します。 ・メール受信後6日以内に受験してください（期限厳守）。 ・A I 面接は対話形式で行い、回答内容を録画します。 ・結果は提出書類とあわせて第1次選考で審査します。 2 留意事項 ・志願書には、希望する校種を選択してください。 ・申込及び合否等の連絡のため、メールアドレスを取得し、A I 面接、オンライン面接の実施に必要な機器及びネットワーク環境の整備をお願いします。 ・提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ・本選考における応募、受験に関する経費、健康診断の実施費用及び内定後に提出していただく健康診断書作成料等については、全て受験者の負担になります。 ・申込に当たっては、「【別添】校長公募リンク集」を参照してください。
選考方法	・ <u>第1次選考：書類等選考</u>（提出書類及びA I 面接により審査） ※ 選考結果については、9月中旬に、受験者にメールで通知します。 - なお、第1次選考の合格者には、併せて第2次選考の日程等を通知します。 ・ <u>第2次選考：個人面接①〔令和8年10月〕オンライン面接</u> ※ 面接にはGoogle Meetを使用。あらかじめGoogle アカウントを準備してください。 ※ 選考結果については、メールで通知します。 - なお、第2次選考の合格者には、併せて第3次選考の日程等を通知します。 ・ <u>第3次選考：個人面接②〔令和8年11月〕対面面接</u> ※ リファレンス・チェック、バックグラウンド・チェックを実施します。 ※ 選考結果については、メールで通知します。

項 目	内 容
任用形態	茨城県公立学校教職員の方 ・ 特定任期付職員（４年間）として採用 ・ １年目から原則として校長に登用 ※ 現職の「茨城県公立学校教職員」は退職。退職手当算定の基礎となる勤続期間は通算されます。 ○〔特定任期付職員としての任期満了後について〕 ・ 任期満了後に本選考による校長を希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）において、特定任期付職員としての新たな採用のため、本選考を再度受験することが可能です。配置校は県教育委員会が決定いたします。 ・ 任期満了後に期間の定めのない「茨城県公立学校教職員」をご希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）において、本県教職員として採用をするための選考試験を受験することが可能です。 ※ 茨城県公立学校教職員として採用された場合 〔60歳未満の方〕：校長として採用し、本選考による配置予定校以外の学校に配置 〔60歳以上の方〕：教諭として採用し、定年まで勤務することが可能
	茨城県公立学校教職員以外の方 ・ 特定任期付職員（４年間）として採用 ・ １年目は原則として副校長、勤務状況等確認の上、２年目から校長に登用 ○〔特定任期付職員としての任期満了後について〕 ・ 任期満了後に本選考による校長を希望の場合は、任期満了を迎える年（４年目）に、特定任期付職員としての新たな採用のため、本選考を再度受験することが可能です。配置校は県教育委員会が決定いたします。
給与等	・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年茨城県条例第 6 号）等の規定に基づき支給 ※ 特定任期付職員給料表の 5 号給（給与月額 655,000 円）を支給します。年収は、１年目は 1,050 万円程度、２年目以降は 1,170 万円程度になります（当該額は見込み額です。また、採用前に現に茨城県職員であり任期を引き続いて本選考による校長となった方を除きます。）。 ※ 給与月額及び年収の見込みは令和 8 年 7 月 1 日現在のもので、今後給与改定などにより変更となる場合があります。 ・ 職員の給与に関する条例（昭和 27 年茨城県条例第 9 号）に規定する昇給制度は適用されず、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当などは支給されません。 ・ 採用後は、政治的行為が制限されます（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 18 条第 1 項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 102 条）。また、営利企業への従事等が制限されます（教育公務員特例法第 17 条及び地方公務員法第 38 条）。

■ スケジュール

① 実施要項の配布	令和 8 年 7 月 31 日（金）から	茨城県教育委員会ウェブサイトからダウンロード可能
② 応募期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 30 日（日）まで	1. エン株式会社が運営するエン転職及びミドルの転職のうち、いずれかのウェブサイトから申込みを行う。 2. (1)事務局からの「確認メール」への返信として、応募書類①～③を添付し送付する。 (2)メール記載の A I 面接の受験方法を参照し、案内に従って受験する。 ※ 1 の申込みは 8 月 30 日（日）23:59 までに完了厳守。 ※ 2(1)及び(2)は事務局からのメール受信翌日を 1 日目として、6 日以内に完了すること。（締切厳守）
第 1 次選考 （書類等選考）	（受付後、随時実施）	書類等選考の結果については、9 月中旬にメールで通知いたします。
③ 第 2 次選考 （オンライン面接）	令和 8 年 10 月	実施日・方法については、第 1 次選考の結果通知時にご連絡いたします。
④ 第 3 次選考 （対面面接）	令和 8 年 11 月	実施日・場所等については、第 2 次選考面接の結果通知時にご連絡いたします。
⑤ 合格発表	令和 8 年 12 月	選考結果については、可否決定後、受験者にメールで通知いたします。また、合格者には、採用内定者として必要な手続等についてご連絡いたします。

(注意事項)

- ・採用活動において提供いただいた個人情報は、本選考の目的のみに使用し、これ以外の目的には使用いたしません。また、ご本人の同意なく、第三者に開示または提供することはございません。
- ・インターネット申込みに関するトラブルには、一切責任を負いませんのでご了承ください。
- ・応募期間の終了間際は混雑が予想されます。すべての応募手続が、令和8年8月30日（日）23:59までに完了するように、手続を行ってください。混雑等によりデータ送信が遅延した場合であっても、締切後の受付は一切認められませんので、通信トラブル等も考慮し、十分余裕をもってお申し込みください。
- ・申込み後のメールアドレスの変更は受け付けませんのでご了承ください。
- ・申込内容に虚偽があった場合は、合格を取り消すことがありますので、内容を十分確認の上、お申し込みください。

応募は民間の転職サイトを活用していますので、下記の間合せ先に直接応募しても受け付けることはできません。

■ 問合せ先

茨城県教育庁 学校教育部 高校教育課 人事担当グループ

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-5256 ・ FAX : 029-301-5269

メール : message@edu.pref.ibaraki.jp

■ 参考

◆ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（政治的行為の制限）

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

- (1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- (2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
- (3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
- (4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
- (5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3～5（略）

（営利企業への従事等の制限）

第 38 条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

◆ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◆ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第 18 条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第 36 条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2（略）

◆ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

（政治的行為の制限）

第 102 条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。